

平成 年 月 日
△△税務署
○○○○署長 殿

株式会社 ○○自動車
代理人税理士 中 野 幸 一

収益の計上時期について

過日、税務調査問題に際し問題視されました (株) ○○自動車 (3月期決算) の損保代理店の手数料収入 (3月発生、4月売上計上) につき、

【 現状 】

- (1) 損保代理店の手数料収入は「役務提供」の対価であるから、契約と保険料入金済の3月に売上計上 (未収入金として) すべき (手数料率が決まっているから、手数料収入は計算可能) であるとの指摘があり修正申告の懲憑がなされております。

【 反論 】

- (2) 収益計上時期の解釈について御署のご判断は誤りではありませんか。当社の処理は以下の理由で正当なものであり、修正の求めには応じかねます。
- (3) 損保代理店の「役務提供」は請負収益の一種で「物の引渡しを要しないもの」であり、収益の計上時期は役務完了基準により役務の全部を完了した日 (基本通達 2-1-12) と認識しております。
- (4) なお、損保代理店の役務提供が完了した日とは、契約日・保険料入金日ではなく、預り保険料を保険会社に振込んだ日 (客との契約調印の翌月末日) であります。
- (5) この振込み手続が終らない限り、手数料収入は商法上債権確定はしません。即ち、本件事案の役務の全部を完了した日とは、客と契約調印した3月分については、4月が収益計上時期となります。
- (6) よって、翌期4月に売上計上している会計処理 (每期継続) は適法であり、修正申告の必要は無いものと考えます。

ご検討の程、よろしくお願い致します。

別添 「代理店の仕事の全工程」

参 考

損保代理店の仕事の全工程（役務提供の内容）

- ① 見込み客を選定し、お勧めしたい商品を特定し、
- ② 特定の商品（損保には多品種あり）を説明し、
- ③ 客の納得を得て契約書に調印し、
- ④ 初回の保険料を受領し、
- ⑤ 領収書を発行し、（この時点で役務が完了する訳ではありません）、
- ⑥ 代理店の管理簿に記載し、
- ⑦ 預り初回保険料は指定の預金口座に預入れし、
- ⑧ 契約書の一部を保険会社へ送付し、
- ⑨ 当月発生分の契約と入金 の報告書を作成し、
- ⑩ 預り保険料を保険会社に送金する。（翌月末日）

以上の工程を全部クリアして初めて役務提供が完了するものであり、代理店として手数料収入の請求権が民法上確定します。（代理店委託契約書に明記）

⑩の最終工程を実行しない限り、役務提供は完了しません。

即ち、基本通達 2-1-12 の役務の全部を完了した日とは、**⑩預り保険料を保険会社に振り込んだ日**であります。